

Title	基督教会と徴利問題 (二)
Sub Title	
Author	高橋, 誠一郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1921
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.15, No.8 (1921. 8) ,p.1109(47)- 1130(68)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19210801-0047

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

院に列するの權利即ち貴族たるの權利となつて、一度此の權利を得た者は代々之を子孫に傳へ得るやうになつて來たのである。此の大貴族と高級僧官の團體は、エドワード一世の頃から貴族院(House of Lords)と稱せらるゝやうになつたのであるが、此の貴族院はずつと以前の所謂ノルマン國會時代から上告の裁判所としての權利を行つた。即ち貴族院が英國の大審院としての權能を行ひ來つたのである。所が此の最高裁判所たるの權能は、州の騎士とか都市の代議士とか後に庶民院に屬する人々が、之を自分等にも分けて貰ひたいと云ふやうなことは未だ嘗て一度も主張したことの無い所である。即ち貴族院にのみ特別に屬して居る權利である。

基督教と徴利問題 (二)

高橋 誠 一 郎

四

第四世紀の交に於ける諸教父等の一般論調は猶ほ基督及び使徒と等しく、謙卑と政治的無關心と他界主義とが依然として彼等を支配しつゝありしを觀るなり。「カイゼルの物はカイゼルに歸し、又た神の物は神に歸す可し」(馬太傳第廿二章第二十一節)。「我が國は此の世の國ならざるなり」(約翰傳第十八章第三十六節)。「人に從ふより神に從ふは爲す可きの事なり」(使徒行傳第五章第廿九節)。「上に在つて權を掌てる者に凡て人々服ふ可し、そは神より出でざる權なく、凡そ有る所の權は神の立て賜ふ所なればなり」云々(羅馬書第十三章第一節以下第七節參照)。「爾曹、主の爲に凡て人の立つる所の者に服へ、或ひは上に在る王、或ひは惡を行ふ者を罰し、善を行ふ者を賞むる爲めに王より遣されたる方伯に服ふ可し」云々(彼得前書

第二章第十三節以下第十七節參照)。斯くの如きは實に新譯の福音の教ふる所なりしなり。然れども早く當時に在りて教會は巨大なる社會的、準政治的團體と化しつゝありて、そは自己の大財産を所有し、帝政に對する其の關係は既に緊密にして錯綜せるものありしなり。斯くの如き状態は教義上の事項を取扱へる文書の上に一新色彩を帶ばしむるに至れり。教會の權利と尊嚴とは茲に皇帝のそれと平等なる條件の上に置かるるの端を發したり、而して又た基督の教誡に關して、何れがカイセルの物にして、何れが神の物なりや、と言へる重大問題に逢着するに至れり。

シーオードーシアス大帝 (Theodosius I.) が帖撒羅尼迦の叛民に對し殘忍なる蠻行を犯せるが爲めに聖アムプロシウスによりて叱責せられ、嚴烈なる苦行の後に初めて破門を宥されたるは正に彼れが基督教徒の道徳的生活に對し完全なる僧侶の支配權を認めたるものなり。(維納の帝國美術館に所藏せらるる「アムプロシウスと皇帝シーオードーシアス」を題する Rubens の名畫は、此の大僧正が嚴然として大伽藍の門扉の前に立ちて皇帝の入場を拒みつゝある様を描けり)。デア

レンチニエヌス (Valentinianus) 二世がアムプロシウスの管區に對するアリウス(アレグザンドリアの補祭 Arius) 教徒の要求を皇帝の法廷に致して其の裁斷を仰ぐ可きを命じたる時、後者は憤然之れに聽從するを拒み、大膽に宣言して曰く、「信仰上の事に關しては僧正は皇帝を裁判するの常にして、皇帝が僧正を裁判するものに非ず」云 (Quis est qui abnuet in causa fidei... episcopos solere de Imperatoribus christianis, non Imperatores de Episcopis judicare.—Ambrosii Epistola, xxxii, in Melchior Goldast, II, p. 10.)。而して又たアムプロシウスは其の Oratio de Basilicis Tradendis に於て、彼れが管區に屬する一定の寺院を其の敵手に交付す可きを命せられたる時、激越なる語調を以て、帝權を雖も侵入すること能はざる境界あることを主張せり。(Goldast, II, pp. 12, 13.)。皇帝は貢付を徴することを得可し、彼れは寺院の土地を徴するを得可し、而も神の殿堂を徴すること能はざるなり。「宮殿は皇帝に屬し、寺院は僧侶に屬す」。「神的なるものは皇帝の權力に服することなし」。然れども彼れは敢て暴力を以て皇帝の命令に反抗せんとするものに非ず。信徒の祈願は實に彼れが防禦の唯一の武器たりしなり (William Archibald Dunning, A History of Political Theories, Ancient and

Medieval, 1902, pp. 155, 156.)

斯くて羅馬帝國は益々基督教の影響を受くるに至れりと雖も、徴利問題に關しては純乎たる教會の權威は未だ社會を支配するに至らず。帝國の一般法は修正せられたりと雖も、當初に於ける帝權の僧侶の司法權承認(cc. 12, 23, 47, Codex Theodosianus (II), xvi, 2)は金錢上の取引に關する教會の支配に好意を表するものに非ざりき。然れども後年に至りて教會の權力は再び此の點に關して其の權威を主張し、而して幾多の僧會法規は凡ゆる種類の徴利契約並に投機的取引に對し嚴烈なる反對を表明せり。(Constitutiones Vornatenses, c. 20.)。此の種の罪惡は長期の苦行、聖禮の拒絶、最後に基督教葬の拒否を受く可きものなりしなり。東方に在りて皇帝は利率の制限を以て満足せらるに拘らず、西方に於ては七百八十九年に總ての人は悉く皆な何物と雖も利を徴して貸すことを禁せらるゝとの僧會法規制定せられ、八百〇六年の法規も亦た絶對に之れを禁止し、八百十三年の法規は「管だに基督教の僧侶が利子を要求す可きものにあらざるのみならず、俗人も亦た之れを行ふ可きものに非ず」と規定し、八百二十五年、伯爵は僧正が徴利の禁止を行ふに際し之れ

を援助す可きものなることを命じ、而して八百五十年チサイヌム(Tinnum)法會議は貸金業者が償還の義務あることを規定したるが如きは實に當時に於ける徴利禁止法規中の數者に過ぎざるなり。

斯くの如く第九世紀に至り徴利の禁止が次第に嚴重と爲れるは、當時に於て這般の罪惡が漸次其の勢を増加しつゝありしに基けるものと觀るよりも、寧ろ今や教會が其の久しき以前より希求せる所を實施す可き機會を得たるに由れるものと解釋するの妥當なるを覺ゆるなり。而も斯くの如き立法の基礎を爲せる原理に至りては未だ明確に表明せられたるものあることなし。F. X. Funk は論じて曰く、教父及び初期の法會議は其の注意を市民法が貸付(mutua)と名けたる特種取引の禁止に限定せるものなりと(Funk, Zins und Wucher, 1868, S. 218.)。然れども斯くの如き見地を以てする時は、投機的取引に對する異議及び商人の利得に参加するを非とせる強烈なる感情を證明すること能はざるなり。而して又た、彼れ等の理論は聖典に現れたる禁止の牽強なる解釋に基礎を有するものなりと論ずるも亦た正鵠を得たるものに非ず(J. B. Pearson, On the Theories of Usury adopted or enforced

by the ecclesiastical and secular authorities in Europe during the period 1100-1400 A.D., 1876, p. 5.)⁶ 斯くの如き教理は決して古法の解釋として生じたるに非ず、苛求と利得慾とに對する現實の憎惡と之れを撲滅せんとする良心的欲求の表明として現はれたるものなり (Cunningham, op. cit. p. 26.)⁷

五

第十及び第十一世紀を通じて利子に關する教理は何等の進歩を見ることなかりき。

殊に西歐諸國に比して當時猶ほ著しく未開の状態に在りし英國に於ては徴利貸借に對する同國教會の態度は必ずしも前者と同じからず、英國古代法は委付せられたる典物に就きて云ふ所多し (Laws of Alfred, c. 1, in B. Thorpe, Ancient Laws and Institutions, 1840.)⁸ 是れ等のものは又た純然たる債務辨濟以外の行爲に對する保證としても交付せられ得可きものなり。尙ほ馬匹、武器若しくは家畜の如き物件の使用が其の所有者以下の者に對して與へられたる場合あるも (Laws of Alfred, c. 19, Laws of Ine, c. 29, Laws of Alfred, c. 20; in Thorpe.)⁹ とは好意的貸與なりしが如し、

縦し然らざりしとするも、そは貸貸借の場合にして、苛求を行ふ可き機會と誘惑とを與ふること極めて尠きものなり。更らに此の點に關する英國民の感情を例證する貨幣貸付の場合二三あり。九百六十一年の一證書に據れば、無利子を以て七ヶ年間三十鎊を借入れ、同額の償還に對する保證として其の所有地を書入れたる者あるを知るなり (B. Thorpe, Diplomatarium Anglicum, 1865, p. 201.)¹⁰。而して又た基督教的仁愛の一形態として一定の期間に對し好意的貸付を行ふ可き資力ある人々に向つて之れを勸奨せることを認むるなり。J. H. Round の Ancient Charters (Pipe Roll Society, 1888) に掲げたる一千百八十八年の一例 (ibid, p. 90.)¹¹ 及び Ordericus Vitalis の Ecclesiasticae Historiae. VI. に載せたる一千百十五年 Henry 一世の時代に於ける Bricstan のそれを参照す可し (Orderic. Vital, in Duchesne, Historiae Normannorum Scriptores, p. 628.)¹² 斯くの如き貸金は全く基督教的法制並びに感情と一致せるものなるが、而も債務支拂の能力なきに至れる者は人格的奴役に服するの義務ありしなり (Laws of Ine, c. 24.)¹³ Coventry に於けるギルド商人の布告は窮乏に陥りたる組合員をして業務を行ふを得せしむるが爲めに之れに對する好意的貸金に就きて規定せり (C. Gross

The Guild Merchant, a contribution to British Municipal history, 1890, II. 50.)。定む Winchester 市の布告は市に對する市民の貸付を規定せり (E. Smirke, Ancient Customary of the City of Winchester, in Archaeological Journal ix, 1852, p. 73.)。

一定年限又は一代若しくは數代の間地産上の權利を購ふの行爲は幾分不確定なる取引の性質を有するものにして、從つて又た投機的利得に對する豫期を誘致す可きものなり。斯くの如き契約は早くより英國に行はれつゝありしが、Celyth 法會議の法規に於て僧院長及び尼院長は一代以上の期間に對して這般の契約を締結することを禁じたり (A. W. Haddan and W. Stubbs, Councils and Ecclesiastical Documents, 1881, iii. 582, c. vii.)。同一の制限は又た Renulf が Winchelcombe の僧院建立の證書中にも認めらるゝ所なり (Ibid, 573, 575, note B.)。然れども斯くの如き規定は單に純然たる細心の注意より生じたるものと觀ざるを得ず。而して商取引の如きも自由に獎勵せられ、商人の利得は十分一税の賦課を受け、其の社會上の地位も亦た高かりしなり (Ecclesiastical Institutes, c. 35, in Thorpe, Ancient Laws and Institutions, ii. p. 433; Ranks, c. 5, in Thorpe, i.)。Theodore 及び Egbert の「悔罪總則」(Penitential) に從く

ば、徴利の罪惡を犯したる者は三ヶ年間麪包と水とを以て活くるの懲戒に服す可きものと定められ (Theodore, c. xxv. 3; Egbert, ii. 30, iii. 7, in Thorpe ii.)。Alfred の法制中には國會議員 (Witan 即ち Witenagemot の議員) の協賛を経て、舊譯全書の禁制を細説せり (Laws of Alfred, c. 35, in Thorpe, i. p. 53.)。然れども是れ等の例證は却つて此の種の現實の犯罪が法廷に致さるゝこと極めて稀れなりしを推知せしむるものあるなり。即ち其の名辭は極めて茫漠たるものにして、到底僧正及び奉行の判決に對して多くの援助を與ふるものに非ざりしなり (Cunningham, op. cit. pp. 22-25.)。偏狹固陋なる僧職等が利子の徴收を否認する專斷不條理なる定則を設け、斯くて彼れ等は經濟社會の發達を阻害せりとは一 generally 推定せらるゝ所なりと雖も、而も其の定則は決して專斷なるものに非ず、又た貸金に對して設けられたる限界は近代の論者の想像するが如く、爾く狹小なるものに非ずして、毫も當時の社會に在りては其の物質的發達を阻害するとなかしりなり。農業は耕作者が借金の必要に迫らるゝと極めて稀れなるまでに遍く共同團體によりて遂行せられ、然らざるも必然其の必要を見ること殆んどなき程度まで協同的なりしなり。貧困とは恐

らく金貨の強請に對する不斷の恐怖を云ふに非ずして、莊園の領主に對する人格的依従の程度大なるを意味するものなり。工匠は顧客によりて供給せられたる原料に加工すること多きが故に、概して營業上の資本を必要とすること頗る尠き一方に於て意外の損失若しくは疾病の爲めに其の資源を奪はれたりとせんか、彼れ等のギルドは恐らく彼れ等をして其の職業を續行するの資力を補給することを通たざる可きが故に、彼れ等は借入れの必要を見ることなかりしなり。彼れ等にして若し資金を必要とする長期の請負仕事に従事することせば、利潤の配分を以て貸主に報ゆ可き條件を以て其の所要の金額を借入るゝを得たりしなり。商人も亦た其の企業に他人の資本を使用し若しくは彼れ等に危険參加の報酬を與ふることを抑制せらるゝことあらざりしなり。概して貸主に對し有利なる配分を提供することを得ずして借入れを爲すの必要に驅らるゝものは國王及びバローン等が俄かに遠征隊の費用を支出するの必要に迫られ、若しくは土地領有者及び僧職が國王若しくは法王の租稅徵收に應ずるが爲めに借入れを行はざるを得ざる場合なり、宏大なる工事を起し若しくは其の他の虚飾的費用に應ずるが爲めに

借入れを爲すが如き場合に就きては茲に考察するの要あらざる可し。之れを要するに中世の英國に於ける徴利問題は異教及び東方諸邦のそれと全然相等しからざるなり (Cunningham, *Growth of English Industry and Commerce during the early and middle ages*, 3rd ed., 1896, pp. 258-260.)。即ち羅馬帝國に於ては租稅の負擔は工匠及び自由耕作者に取りて忍び難き重荷にして、兩者は共に金貨の餌食と爲るか、然らざれば奴隸の境涯に沈まんとしつゝありしが故に、利子問題は是れ等の生産階級に取りて頗る緊切なる利害關係の存する所なりしなり。

六

然れども第十二世紀に入りて徴利に關する教理は新生面を開きたり。グレゴリアヌスの教令集は宗教政治の理論に法律的形態を與へたり而して現實なる宗教的權力の頂點に於て完成せられたる教會的理論は法王インノーセン、ト三世 (Giovanni Lotario Conti) の述作中に看出ざる可きものなり (Migne, op. cit. Vols. 214-217.)

舊約全書に訴ふこと愈々増加するに至りて教界と俗界との權力争闘を激甚な

らしむ可き好個の武器は供給せられたり。新譯全書に現れたる基督及び使徒の無關心と謙卑とは洵に舊約の律法及び豫言者に看出さるゝ攻撃的語調に比する時は頗る軟弱なる武器たりしなり。イスラエルの子孫の歴史は基督教々會の生涯を白地に預表せるものなり、而して「教會法典」は眞に神によりて鼓吹せられたるものなるが故に、信仰及び常行の嚮導原理として誤つことなきものと一般に推定せられたり。舊約全書に對する依據と、是れより生ずる教會の主張に對する有利なる結果とは又た單に歐洲に於ける俗界の權威が一個の皇帝より多數の國王に移りたるの事實に由りて助勢せられたり。國王は舊約全書中に多數出現すると雖も、Imperator, Augustus 若しくは Caesar と稱するが如き高位者は全然此處に其の姿を顯はすことなきなり。而して舊約全書中に於ける國王は又た神託によりて非議せらるゝを得るものなり (Dunning, op. cit. pp. 162-5.)。

即ちエホバ豫言者エレミヤに臨みて曰く「見よ、我れ今日汝を萬民の上と萬國の上に立て、汝をして或ひは拔き、或ひは毀ち、或ひは滅し、或ひは覆し、或ひは建て、或ひは植えしめん」と「耶利米亞記」第一章第十節。神は絶えず國王に對して其の激怒と

慈悲とを傳ふる使者として豫言者を派せり。サムエルはサウルに「撒母耳前書」第十三、五章、ナタンはダビデに「撒母耳後書」第十二章、アヒアはヤラベアムに神の言を傳へたり「列王紀略上」第十一章。而して又たモーゼの律法中に祭司裁判權の信條は看出さるゝなり。曰く「汝の門の内に訟へ争ふ事起るに當り、其の事件若し血を相流す事、又たは權理を相争ふ事、又は互に相撃ちたる事などにして汝に裁判を兼ねる者ならば汝起ち立りて汝の神エホバの選び賜ふ處に上り往き、祭司なるレビ人と當時の士師とに詣りて問ふ可し、彼れ等裁判の言詞を汝に示さん云々と」申命記第十七章第八、九節及び其の以下参照。インノーセント三世は以上の章句に準據して、宗教上及び國法上凡ゆる種類の難解不審なる問題は之れを法王廷に致して判決を仰ぐ可きものなりと論結せるなり (Registrum, lib. iv, epist. 128.)。

基督其の人も亦た直接に同胞間の争鬪に關して最後の決定權を教會に與へ、完全なる權力を其の弟子に授けて曰く「凡そ爾曹が地に於て繋ぐことは天に於ても繋ぎ、爾曹が地に於て釋くことは天に於ても釋く可し」と「馬太傳」第十八章第十五、八節。又曰く「爾曹に聽く者は我れに聽くなり、爾曹を棄つる者は我れを棄つるな

り、我れを棄つる者は我れを遣さるゝ者を棄つるなり」と(路加傳第十章第十六節)。斯くてアムブローシウスによりて帝權の行使を剝奪せられたりと傳へられたるシーオードーシアス帝の物語は Salisbury の John によりて更らに誇張せられたり (Polycritus, IV. iii.)。Meroveus 王統最後の君主たるナルデリック (Childeric) 三世が法王ザカライアス (Zacharias) の爲に廢黜せられ、而して其臣民が忠順の宣誓より解除せられたるは、國王に罪過ありしが爲めに非ずして單に其の無能力に由れるものなり。法王リーオー (Leo III.) によりてカルロラス大帝が羅馬皇帝の位に即けるの事實は常に皇帝の權威が東帝國より西帝國に移りたるものにして、又たフランク國王に對して斯くの如き權威が授與せられたるものなりと解釋せられたり。而して之れを授けたる者は又た之れを否認し若しくは撤回し得るものなりとの推論を生じたり。恐らくは第八世紀の中葉に成れるものなる可きも、グレーシアヌスの教令集中に編入せられて (Decretum Gratiani, Dist. 96, can. 13, 14) 特に顯著と爲れるコンスタンチヌスの贈與なる虚構の物語は、羅馬の僧正シルヴェスター (Sylvester) の祈禱に依りて其の癩病を癒治し得たるコンスタンチヌス大帝が其の洗禮より

四日目に至り、俗界の支配の持續が靈界の支配の自由を束縛す可きを怖れ、舊都を棄て、君府に還らんことを決意し、同法王及び其の後繼者に伊太利亞及び西帝國内の諸邦に對する主權を讓渡せりと傳へたり。

然れども教會の權威に對して君主の獨立を主張するの論も亦た早くより存在したるものにして、其の論據は亦た等しく聖書中に看出されたり。「羅馬書」は曰く、「凡そ有る所の權は神の立て賜ふ所なればなり。是の故に權に悖ふ者は神の定めに逆く者なり、逆者は自から其の審判を受く可し。彼れは爾に益せん爲めの神の僕なり、若し惡を行さば畏れよ、彼れは徒らに刀を操らず、神の僕たれば惡を行ふ者に怒を以て報ゆる者なり。故に之れに服へ、惟だ怒に縁りてのみ服はず、良心に縁りて服ふ可し」と(第十三章第一一七節參照)。而してペテロも亦た「主の爲めに凡て人の立つる所のものに服ふ可きを命じたり、蓋し爾曹善を行ふを以て愚なる人の無知の言を止むるは神の旨なればなり」(彼得前書第二章第十三—十七節參照)。即ち君主の任務は僧侶のそれと等しく、起源に於て、又た性質に於て、神的なるものにして、彼れの行爲は司教の判斷より獨立し、單に神のそれのみ服従す可きもの

なりと解釋せられたり。斯くの如き理論の温和なる説明は之れを Hugo Floriacensis の *Tractatus de Regia Potestate et Sacerdotali Dignitate* に於て看出せるを得可し (Georg Heinrich Pertz, *Monumenta Germaniae historica, Libelli de Lite*, II, 465; lib. 1, cap. 9; lib. II, cap. 6.)。

教會側の論者はかのヒンクマアル (Hincmar) が早く既にローレン王 Lothaire の離婚問題に際して論述せるが如く (De Divortio Lotharii et Teberge, *Quaestio vi.*) 君主と暴君とを區別し、使徒の教理は惟り前者にのみ適用せらる可きものにして、後者は凡ゆる罪人と等しく、神が彼れ等の内に座し、彼れ等を通じて其の裁斷を發する其の御座たる僧侶によりて審判せられざるを得ず、前に掲げたる使徒の命令は單に俗人にのみ對するものにして、使徒と等しく庶民の教導者たる僧侶に適用せらる可きに非ずと觀たり。兩派は又た等しく舊約全書に訴へて其の主張を確保せんとせり。一方が「彼れ等王を立てたり、然れども我れによりて立てしに非ず、彼れ等牧伯を立てたり、然れども我が知らざる所なり」と言へる「何西阿書」第八章第四節の字句を引用して、神が凡ゆる君主に對して責任を有するものに非ざることを主張すれば、他は又たサウルより列王に至るまで、孰れも神の直接の承認と其の顯著なる寵遇を受け、神慮を行ふ可き用具たりしことを論述せり。這般の論争に就きては一は獨王ヘンリカスを擁護し、他は之れを非難せるナウンブルグのヴァルトラム (Waltram) 及びハルベルシュタットのステツパン (Stephan) の應酬を参照す可し (Migne, *Patrologia*, Vol. 148, col. 1442.)。然れども聖典と史籍とは終に僧侶の手に於ける有利なる武器にして、君主側は大體に於て不利なる地位に立たざるを得ざり也。

然るにポロニアに於けるジュスチニアヌス法典研究の復活と共に、「赤髯」(Barossa) の綽名を以て知られたる神聖羅馬皇帝フレデリカス一世の獎勵の下に、法律學者は帝國對法王の關係に關する理論に有力なる貢獻を爲すに至れり。君主の專制的立法權は羅馬國憲の基礎なり。普遍的理性は權利原則 (ius) の根源なり、然も君主の意志は法を作る、*Quidquid principi placuit legis habet vigorem.* (Codex Juris Civilis, Inst. I, ii, 6.)。此の原則を力説するは即ち法王司法權の擴張に對して通過し得ざる限界を設くるものなり。そは「君主の法令は教會の法令に優先するものに非ずして之れに準據するものなり」と言へるグレーシアヌスの原則と全然矛盾するも

のなり (Decretum Gratiani, Dist. X.)。フレデリカスの羅馬法研究獎勵は君主の尊嚴を古代羅馬の支配者のそれと同一ならしめんことを企圖せるホーヘンスタウフェン家の一般政策と一致せるものなり。斯くて獨逸皇帝は其の權威をカルロラスに對する法王リーオーによる「帝權轉移」(translatio imperii)に負ふものなりと倣せる教會の理論は「連綿たる帝權」(imperium continuum)を主張する法學者の理論と相對立するなり (Dunning, op. cit., pp. 176-181.)。

七

吾人は曾つて他の機會に於てジュスタム・ブレチウムに關する基督教會の教義が賣買に關する羅馬法學說に對する意識的反抗なりしことを觀たり(雜誌「大觀」第四卷第五號所載拙稿「所有權と公正の價格」)。而して羅馬法研究の復活は又た同法が明かに利得を目的として貸付を行ふことを許容し、元本と等しく利子の支拂をも強制するの手續を規定せることを示せり。同法の「大註釋」の著者たるポロニアのアツカルシツス (Francesco d'Accorso) の如きは徴利に關するジュスタニアヌス法の條項を解釋するに當りて、全然教會法を無視し、第十二世紀初葉の法學者イルニリ

ウス (Imerius 若しくは Warnerius) 及び其の門下にして「ポロニア四博士」の一人たるバルゲラス (Bulgars) を引用して利子支拂の契約を以て全然正當なるものと看做せり (W. Endemann, Studien in der Romanisch-Kanonischen Wirtschafts- und Rechtslehre, 1874, i. S. 119.)。當時、彼れは其の學說を自ら實行することを憚らず、其の門下に對してすら貸付を行ひて、其の教授としての利得の外に金貸としての利得をも加へたりと取沙汰せられたり (W. J. Ashley, An Introduction to English Economic History and Theory, The Middle Ages, 3rd. Ed., 1894, Pt. I, p. 149.)。

夙く一千百三十九年インノーセント二世の第二ララン法會議は金貸に對して頗る強硬なる宣言を發したり。曰く「吾人は人法及び神法、舊約及び新約全書に於てより等しく非議せられたる、かの醜陋、嫌忌す可き貪慾、吾人が是に由りて一切の宗教的慰安より截斷するかの金貸の飽くことなき貪慾を非議す、而して吾人は如何なる大僧正、僧正、僧院長若しくは僧侶も最大なる戒心を以てするに非ざれば、金貸を宥す可きにあらず、却つて之に反して金貸は破廉恥なるものと看做され、彼れ等にして改悛するに非ざれば、基督教葬を受くること能はざる可きを命す」と。此

の命令は未だ一般に徴利を禁じたるものと解釋し得ざるが如しと雖も、一千百七十九年の第三ラテラン法會議の命令に由りて徴利に對する教會の態度は極めて明瞭と爲るに至れり(前掲拙著三二三頁參照)。

グレーシアヌスの *Decretum* がジュスチニアヌスの *Codex* の模倣なることは吾人既に之れを言へり。基督教會の諸教父は賣買に於けると將た凡ゆる種類の貸付に於けるとを聞はず、凡そ如何なる形態の下に埋伏すると雖も一切の利得は悉く之れを非議せずんば止まざらんとせり、而して徴利的行爲の定義を構成せんと試むるに當り、其の編纂者は必然凡ゆる種類の利得を其の内に包括せしめて之れを非議することゝ爲れり(*Codex Juris Canonici*, c. 1. C. 14, q. 3; c. 3. C. 14, q. 3. 參照)。特に投機取引は羅馬の僧正ジュリウス(*Jurinus*)を根據として峻拒せられたり(c. 9. C. 14, q. 4)。固とより僧侶の商取引は屢々非難せられたる所なるが、徴收の禁止を俗人にも及ぼすが爲めには、リーオーの書翰を引用せり(c. 7. C. 14, q. 4)。

フレデリカス一世に對抗して克く聖ヒルデブランドの政策を遂行し得たる法王アレクザンダー三世(*Bandinelli* 家の *Rolando Ranucci*)は又た徴利の問題に對して多大なる注意を行ひ、之れを以て反正義の罪惡なりと論結せり。インノーセント三世亦た之れに倣ひて、徴利は其れ自體に於て不正なりとの意見を表明するに至り、爾後斯問題に關して、神學者間に殆んど意見の相違を見ざることを爲れり(*Clary*, op. cit., pp. 65, 68; *O'Brien*, op. cit., pp. 174, 175)。而して利子禁止に關する教理は第十三世紀に於て其の勢力の絶頂に達せり。一千二百七十四年里昂法會議の規定に由りて徴利は確然宗教裁判所の管轄内に輸致せられたり。更らに一千三百十一年維納法會議は徴利を是認する俗界の法制は一切悉く無効なる可しと宣言し、而して法學者の意見亦た漸次教會の權威と神學者の主張とに降らんとするの傾向を生じたることは吾人曾つて之れを述べたる所なり(前掲拙著三二〇—三二二頁)。

斯くて教會の勢力は俗界の權力の上に優越せりと雖も、而も其の勢力の絶頂に到達したる時代に於てすら、全然之れに服従することなかりしものは人民の經濟生活なり。而して利子は凡ゆる刑罰を以て脅されつゝありしに拘らず、絶えず受授せられつゝありしなり。固とより經濟界は公然起ちて利子の禁止に向ひ宣戰

するの力を有せざりしと雖も、而も克く其の嚴重なる適用を避けて幾多直接及び
 間接の例外を設くるに成功し得たることも亦た吾人の既述せる所なり。蓋し利
 子の禁止は産業の發達及び信用に對する必要の増加と共に其の實施次第に困難
 の度を増加するに至りしなり。而して徴利の罪惡にして眞に排斥せらる可しと
 せば、そは惟り禁止の内在的根據を發見し、而して各個の場合の各個の事情に従ひ
 て公正に之れを適用するに依りてのみ行はれ得可きものなり。徴利禁止論は爰
 に其の援助を合理的推論に求めざるを得ざるに至れり。是に至つて徴利に關す
 る全般の問題は大スコラ學者の論述を俟つことゝ爲れり。

慶應義塾の

三田通りの

カフェー米華堂

電高輪二二六六

●アイスクリームとソーダ水

●アイスコーヒーと紅茶

●宴會至便料理と菓子御存じの美味